



外国人雇用管理アドバイザー 制度のご案内

外国人の雇用について、お悩みなら…お役に立ちます

外国人労働者(留学生)※の雇用管理の改善について、ご相談ください

外国人雇用管理アドバイザーは、外国人労働者の雇用管理に関する事業主のみなさまからの相談に関し、その事業所の雇用管理の実態及び問題点を把握・分析し、的確で効果的な改善案を提示することにより、雇用管理改善のお手伝いをします。

外国人労働者の受入れに関する基本ルール等について、ご相談ください

外国人雇用管理アドバイザーは、外国人労働者の受入れを検討している事業主のみなさまからの相談に関し、外国人を募集・採用する際の留意点や在留資格に関する基本ルール等を丁寧にご説明します。

※ 当面の間、ご相談の対象は留学生に限らず、すべての外国人労働者としておりますのでお気軽にご相談ください。

外国人雇用管理アドバイザー制度とは

我が国で就労する外国人労働者は年々増加しており、適切な雇用管理及び適正な労働条件の確保を推進することが急務となっています。このため、千葉労働局では、外国人雇用管理アドバイザーを委嘱し、ハローワーク千葉およびハローワークちば駅前プラザに月4日間、ハローワーク松戸に月8日間 10:00～16:00(ハローワークちば駅前プラザは10:30～16:30)配置しております。(配置日については、千葉労働局ホームページまたは各ハローワークにお問い合わせください。)

外国人雇用管理アドバイザーのアドバイスを受けるには…

外国人雇用管理アドバイザーへのご相談は予約制(電話相談は除く)となっておりますので、裏面の「外国人雇用管理アドバイザー予約申込書」により相談希望の前日までにお申し込みください。(郵送)

相談料は無料、お電話での相談も可能です

外国人雇用管理アドバイザーへのご相談は無料です。お電話での相談も可能ですので、お気軽にご利用ください。



- ☐ 【千葉所】職業相談第二部門 外国人サービスコーナー あて
 ☐ 【千葉所】ハローワークちば駅前プラザ 新卒応援ハローワーク あて
 ☐ 【松戸所】新卒応援ハローワーク あて

外国人雇用管理アドバイザー相談予約申込書

事業所名	フリガナ	担当者名	フリガナ
			※来所(電話)される方をご記載ください。
住所	〒 -		
電話番号	※アドバイザーからの連絡可能な番号をご記載ください。		
	令和 年 月 日		☐ 10:00 ~ (駅前プラザは10:30) ☐ 11:00 ~ ☐ 13:00 ~ ☐ 14:00 ~ ☐ 15:00 ~
		※予約が重複する場合は別途ご連絡のうえ調整させていただきます。	

相談方法	来所による窓口相談 ・ 電話相談
相談内容	※ご相談内容の概要をご記入ください。

※ ご希望日時の前日までにお申し込みください。(郵送)

◆ハローワーク千葉 職業相談第2部門 外国人サービスコーナー

〒261-0001
 千葉市美浜区幸町1-1-3(ハローワーク千葉1階)
 TEL:043-242-1181(42#)

◆ハローワークちば駅前プラザ 新卒応援ハローワーク

〒260-0028
 千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1階
 TEL:043-307-4888

◆ハローワーク松戸 新卒応援ハローワーク

〒271-0092
 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階(ハローワーク松戸3階)
 TEL:047-367-8609(48#)

